

議 事

○白井参事官 時間になりましたので、若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会第1回ヒアリング及び意見交換を開始いたします。

本日は、まず初めに日本弁護士連合会子どもの権利委員会の斎藤義房弁護士及び山崎健一弁護士から御意見をお聞きし、次に中央大学名誉教授であり、常磐大学教授でもおられる藤本哲也先生から御意見をお聞きします。

まず、斎藤弁護士及び山崎弁護士からは、少年を含む若年者に対する現行刑事法制、社会内処遇及び施設内処遇を含むこれらの現状と課題、そして少年法の適用対象年齢の引下げについての御意見を20分程度お聞きし、その上で質問をさせていただくという形で、ヒアリング及び意見交換を行います。

斎藤弁護士及び山崎弁護士からの配布資料につきましては、御手元に3点ございます。「少年法の「成人」年齢引下げに関する意見書」、それから「少年法の適用年齢引下げに反対する会長声明」、最後に「少年法の適用年齢引下げに関するプレスセミナー発言録」であります。なお、このうち最後の「少年法の適用年齢の引下げに関するプレスセミナー発言録」につきましては、斎藤弁護士及び山崎弁護士の意向によりまして、ウェブサイト上での公開は行わないこととしております。

それでは、斎藤弁護士、山崎弁護士、よろしく願いいたします。

○斎藤氏 本日は勉強会にお招きいただき、ありがとうございます。日弁連としての意見を述べさせていただきます。

ただ、事前にお断りいたします。法務省の事務局から示された二つのテーマがございますが、その1の若年者に対する現行刑事法制の現状と課題につきましては、現時点において当連合会の会内議論が必ずしも熟しておりません。また、本日のヒアリング時間が20分に限られているということもありますので、本日は2番目の少年法の適用対象年齢の引下げに絞った形で意見を述べさせていただくことをお許しいただきたいと思っております。

是非御理解いただきたいと思います。

本題に入ります。

日弁連は公職選挙法の選挙権年齢の引下げ、あるいは民法の成年年齢の引下げに連動させて、少年法の成人年齢を満18歳に引き下げることに反対であります。反対の理由を述べますが、時間の関係がありますので、若干早口になることをお許しいただきたいと思っております。

理由の第1ですが、今回の議論のきっかけとなった少年事件が増加し凶悪化しているという言説が誤りだということでもあります。

2014年の一般刑法犯少年の検挙人員は、1983年のピーク時と比べても、75.4%も減少しております。少年人口比でも63.8%減少しています。最近では、11年連続の減少で、実人員、人口比とも6割以上減っております。また、2014年の未遂を含む殺人と傷害致死による少年検挙人員の合計も、1961年のピーク時に比べますと、実人員、人口比とも8割以上減少しております。この傾向は、18歳、19歳の少年に限っても同様であります。現行少年法は、その目的に沿って有効に機能していると言えます。

反対の理由の第2は、自民党政務調査会のいう「国法上の統一性や分かりやすさといっ

た観点から」との理由が形式的であり、合理性がないということです。

法律にはそれぞれ趣旨、目的があり、それは法律ごとに違います。ある法律を何歳に適用するかは、法律の目的ごとに決められますから、一律ではあり得ません。例えば民法の中でも、契約年齢は20歳ですし、遺言、養子縁組年齢は15歳です。

公職選挙法の選挙権年齢の引下げの目的は、政治への参加の機会を拡大して、若者の関心を高め、政治に多様な意見を反映させるというものであります。しかも、選挙権はその行使が何らの義務の負担や不利益に直結していませんので、民法上の未成年者であっても選挙権を与えることに不都合はありません。

他方、少年法の適用年齢は、少年の成長支援という観点と再犯防止という刑事政策上の観点から定められるべきものです。

また飲酒、喫煙の年齢につきましても、引下げには強い反対意見がありますし、公営ギャンブルについても意見が分かれています。

このように国法上の統一や分かりやすさという観点から少年法の成人年齢を引き下げるべきという議論には、合理性がないと考えます。

反対の理由の第3は、少年法の成人年齢の引下げは、18歳、19歳の非行少年の立ち直りを妨げて再犯のリスクを増加させ、新たな被害者を生み出す結果につながるからであります。以下、この点を詳しく述べさせていただきます。

まず、議論の前提として、18歳、19歳の少年の実情を踏まえなければなりません。18歳、19歳の年代は、いまだ心身の発達が未成熟で、可塑性に富んでおり、教育指導と環境の調整によって、大きく変化する可能性があります。

近時の18歳、19歳の状況は、少子化と高学歴化により、高卒で就職する人の占める割合は、1961年の64%から、2015年は17.8%に減少し、多くの人は親に扶養されているなど、真に自立した社会人になっているのは、ごく僅かです。

なかでも非行に走る少年の多くは、資質や生育環境に大きなハンデを抱えています。このことは、日弁連、法務総合研究所、家庭裁判所調査官研修所等々がいろいろな調査を行っており、その結果からも明らかです。この調査結果につきましては、本日配布の日弁連意見書5ページから7ページまでを御参照いただければと思います。

すなわち、非行に走る少年は、家庭、学校、地域などから適切な成長支援を受けられず、年齢相応の社会適応能力が身に付いていない者が多いのです。そのような少年に、刑罰による^{いかく}威嚇で犯罪を思いとどまらせることはできません。非行を防止するには、まず少年の心情を受け止め、教育・指導・援助することです。少年は、自らを受容されることで、他人を受容することができるようになります。そして、自らが傷付けた被害者の痛みや心情に正面から向き合うことができるようになります。真の謝罪と償いの心が生まれます。この更生への導きを実践する少年法の手続と処分だからこそ、少年の再犯防止に有効なのだと考えております。

次に、現行の少年法制が有効に機能していることについて述べます。

現行少年法は、非行の背景、原因を分析して、非行性を除去するための処分を決定するために、旧少年法の検察官先議を廃止して、全ての少年事件を家庭裁判所に送致することにしました。そして、少年鑑別所による資質鑑別と家裁調査官による社会調査という、人間行動科学の手法を採用しました。

少年鑑別所では、専門の技官が少年の心身の状況や行動を観察し、更に知能検査や性格検査、面接調査、医師の診察などを行い、少年の問題点を分析します。また、家裁調査官は、少年や保護者との面会、関係先への照会などにより、少年の成育歴や交友関係、生活状況などを把握して、非行の原因を分析し、少年に対する処分の必要性や程度を調査します。

審判では、このような科学的な調査鑑別の結果を踏まえ、裁判官が少年に対する処分を決定しています。家庭裁判所で決定される処分は、少年の未成熟性に着目した教育的な働き掛けによって少年に自らの行為の意味を理解させ、社会的不適応の原因を除くことを処遇の基本に置いております。

また、最終処分を決めるまでに、少年を社会内で生活させ、家裁調査官がその状況を調査する中間処分として試験観察がありますが、最終処分が留保された状況で、少年の自律的な更生を可能とする点で、極めて重要な機能を有しています。

最終処分には、保護観察や少年院送致があります。保護観察では、専門家の保護観察官と保護司による指導、援助が行われています。少年院送致について言えば、刑務所では昼は刑務作業に当てられて、夕食後は居室で自分の時間が与えられるのに対し、少年院では、教官が24時間体制で就寝時間の直前まで少年を指導・監督し、少年の内面に踏み込んだ教育により自己変革を要求します。その意味で、少年院での処遇は、少年にとって刑務所より「厳しい」とも言えると思います。現実には少年が少年院を出て、矯正施設に再入所する率は、成人が刑務所を出て刑務所に再入所する率よりも相当低い割合であります。

次に、家庭裁判所における18歳、19歳の事件の類型と、処分内容について述べます。2014年の司法統計年報によりますと、一般保護事件のうち、行為時18歳、19歳の殺人・傷害致死事件は、合計で0.26%にすぎません。窃盗が36%、傷害が11%、遺失物横領が7%などとなっております。

そして、事件の内容は、少年の資質や成育環境に照らして教育的処分が相当で、かつ有効である事件が圧倒的に多数です。そのため、2014年の一般保護事件の18歳、19歳の少年に対する家庭裁判所の処分の内訳は、次のようになっております。審判不開始40.8%、不処分20.6%、保護観察27.5%、少年院送致9.9%、検察官送致1%であります。

なお、ここで言う審判不開始、不処分の前提として、家庭裁判所においては、教育的措置がとられております。別名、保護的措置といいます。教育的措置とは、刑事手続にはない制度でありまして、少年や保護者に非行の要因と防止策を理解させるため、主として家裁調査官がボランティアの方々と連携して、「被害を考える教室」や「交通教室」、老人ホームなどでの社会奉仕活動などを実施しています。この家庭裁判所の教育的措置も、重要な再犯防止機能を果たしています。

それでは次に、少年法の適用年齢が18歳に引き下げられた場合に生ずる重大な影響について、述べたいと思います。

まず、第1の問題は、家庭裁判所で手当を受ける少年が激減し、再犯リスクが高まることでもあります。

2014年に検察庁が取り扱った道路交通事件を含む少年被疑者のうち、47%が18歳、19歳でした。そのため、少年法の適用年齢が18歳未満に引き下げられますと、検

察庁に送致された少年被疑者の約半分が家庭裁判所の手続から排除され、刑事手続で処理されることとなります。刑事手続では、主として犯罪の結果の重大性で処分が決められます。2014年の検察統計年報によりますと、検察庁が嫌疑ありとした被疑者に対する処分の内訳は、次のとおりでした。起訴猶予65%、罰金・科料27%、公判請求、これは正式裁判であります8%。このため、少年法の適用年齢が18歳未満に引き下げられますと、18歳、19歳の被疑者のほとんどが起訴猶予か罰金を払うことで手続終了となります。つまり、保護観察や少年院が行っている教育的指導、又は少年鑑別所や家裁調査官が行っている資質鑑別・社会調査を受けることなく、事件は終了します。これでは若者の立ち直りの機会は大きく減少し、再犯のリスクが高まることとなります。

第2の問題は、早期に対処すれば犯罪に関わることを防止できる18歳、19歳のぐ犯少年を法の手続から放てきすることです。

2014年にも、18歳、19歳のぐ犯少年として少年院送致になった者、保護観察となった者、家庭裁判所の教育的措置を受けた者がおります。これらに対する指導・支援の制度が無くなれば、18歳、19歳のぐ犯若年者の多くが犯罪に走ることになるでありません。

第3の問題は、矯正・保護関係諸機関が持つ機能が弱体化することです。

保護・矯正の対象少年が大幅に減少する結果、更生教育や再犯防止に関して豊富な経験と能力を有する家裁調査官、鑑別技官、少年院法務教官、保護観察官等の機能が著しく低下して、少年司法、少年矯正に関わる人的資源の弱体化につながりかねないという問題をはらんでいます。

第4に注意すべき問題は、我が国の少年法の適用年齢は、家庭裁判所の処分決定時を基準にしていることです。すなわち非行行為時に少年であっても、捜査、家裁送致を経て処分を決定するときに18歳に達していた場合には、もはや少年法に基づく手続は適用されません。したがって、適用年齢を18歳未満に引き下げた場合には、17歳時、ケースによっては16歳時の非行であっても刑事手続を選択せざるを得ない、刑事手続しか選択できないという場合が出てくるわけであります。

これでは、非行行為時の年齢を基準に少年裁判所法を適用するとしているドイツなどと比べても、少年法の適用場面がより限定されることとなります。

御参考までに、アメリカの状況をお話ししますと、1980年代後半以降、厳罰化が進みましたが、2000年代に入り、少年司法の刑罰化、厳罰化は、再犯防止に逆効果であるとの政策評価研究が蓄積されてまいりました。また、最近のアメリカでは脳科学や神経科学が著しく進歩し、25歳程度まで脳が発達を続けていることが解明されたことから、アメリカ連邦最高裁判所は、2005年のローパー判決以来、少年司法の実体法及び手続法の両面において、少年犯罪者と成人犯罪者の扱いを異にすべきであるとの四つの判決を出しております。それらの動きを受けて、現在アメリカの州によっては、少年法の適用年齢を引き上げるといった動きが起こっております。

なお、自民党政務調査会の提言に戻りますが、「18歳、19歳を含む若年者のうち要保護性が認められる者に対しては、保護処分に対応する措置の適用ができるような制度の在り方を検討すべきである」としております。

しかしながら、少年法の保護処分が有効に機能するためには、家裁調査官の調査及び少

年鑑別所による鑑別を踏まえた家庭裁判所の判断が不可欠であり、そのための全件送致主義が極めて重要であります。

自民党政務調査会の同提言は、新制度の在り方を検討する前提として、「少年法適用対象年齢を18歳未満に引き下げるのが適当である」としております。18歳、19歳を少年法の成人として扱うことになれば、この年齢層に対する家庭裁判所の全件送致主義の廃止につながるおそれが極めて大きいと言わざるを得ません。

全件送致主義が廃止となった場合には、前述したとおり、現在の少年被疑者全体のうちの5割に近い少年が少年司法の手続から排除され、それらの事件の多くは不起訴処分や罰金により手続が終了することになるであります。そうなれば、18歳、19歳の若年者の再犯の芽を摘む機会が狭まり、社会の安全へのリスクが拡大するおそれも否定できません。このようなリスクや懸念は、同提言のように、一部の若者に保護処分に相当する措置の適用ができる制度を設けたとしても、解決できる問題ではないと考えます。

現行少年法は、戦前の旧少年法の実践とその刑事政策上の成果を踏まえて、1948年に対象年齢を18歳未満から20歳未満に引き上げるとともに、少年事件の全てを家庭裁判所に送致する制度を採用しました。それから65年、少年法は確実にその効果を上げ、我が国は少年犯罪の極めて少ない国として、世界で高く評価されています。

仮に少年法の成人年齢を18歳に引き下げることになれば、2010年に施行した「子ども・若者育成支援推進法」が困難を抱える子ども・若者に対する国の成長支援の重要性を確認したことに逆行する施策となります。

よって、当連合会は、少年法の成人年齢引下げに強く反対するものです。

以上です。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは、今の御説明を踏まえまして、質問等に移りたいと思います。

質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

○加藤刑事法制管理官 具体的な分析に基づいた詳細な御説明を、どうもありがとうございます。

本日はあらかじめお願いした二つのテーマのうち、少年法の適用対象年齢の問題についてお話を頂きました。お話の中にもありましたように、現行の少年手続がそれなりに機能を果たしていて、保護の実を上げているという点については、それほど認識の相違はないのではないかと考えています。現行制度に欠陥があって、そのために法改正をしなければならないのではないかというのが今回のテーマであるとは考えていないわけです。

ただ、最初の方で、少年法の適用対象年齢を引き下げることに対して反対であるとしてお示しいただいた理由の中で、国法上の統一性といった観点から年齢をそろえるというだけであれば合理性がないのではないかという御指摘があり、2、3の根拠をお示しいただいたわけではありますが、お尋ねをしたいのは、それでは他の法律による年齢の規律、中でも民法の成年年齢との関係で、少年法の適用対象年齢というのは影響を受けないものなのかどうか、全く切り離して考えてよいものなのかどうかという点であります。本日お示しいただいている意見書の冒頭のページを拝見いたしましても、民法の成年年齢というのは、日本社会が何歳からを成年として扱っていくかという点の基本的定めであるという御認識が示されており、この点については恐らく平成20年にお示しを頂いた民法の成年年齢

に関する意見書でも、同じ指摘がなされていたと理解しております。また、少年法の制定経過などを見ましても、民法の成年年齢が全く現在の少年法の20歳という上限年齢に反映していないのかといえ、当局で把握しております資料などによりますと、GHQから21歳を少年法の適用対象年齢の上限とするという案を示された際にも、成年年齢が20歳であるということに鑑みて、日本側が20歳案を主張したというような経緯が記されているものがございます。これらのことに照らしましても、また、正に社会が幾つの人を大人として扱っていくのかという問題が恐らくはあるだろうということに照らしましても、他法、中でも民法の議論というのが少年法と無関係ではないのではないかと考えられるわけではありますが、そこらあたりの関連性について、どのようにお考えになるかお聞かせください。

○齋藤氏 民法と少年法の年齢の関係でございますが、御承知のとおり、旧少年法の適用対象年齢は18歳未満でありました。他方で民法の成人年齢は20歳でありました。旧法の時代も、ずれているわけですね。基本的に一致はしていないということです。さらに、今度の民法の議論の中で、法制審議会の民法成年年齢部会の最終報告書を読みますと、この民法の成年年齢引下げは飲酒禁止法の年齢引下げとか少年法の年齢引下げに連動するものではないのだと、そういうことを含意しているものではないのだということが書いてあります。つまり、民法成年年齢部会の最終報告書でも、それは別だということを行っているわけでありまして、これは基本的には一致させる必要はないだろうと思っております。民法は、基本的には、平均的な大人というものをイメージしているのだと思うのです。このくらいであれば、今の状況なら、このくらいで大人にしているのではないかという社会的な合意があるかどうかだと思うのです。そういうレベルで判断していいのだろうと思うのですが、そこではいろいろな条件がどうなっているかということ、そして国民の意識がどうなっているかということが非常に大きな影響を持つと思いますが、こと少年法の成人年齢というのは、いわゆる一般的な子供か大人かというレベルの判断とまた違う問題がある。つまり、平均的にはこの年齢であればこのくらいのレベルまで来ているだろうと考えるレベルに到達していない子供たちが問題を起こしているということなのです。すなわち、精神科のお医者さんや心理学者や、子供とあるいは若者と接している専門職の方々がおっしゃるのは、最近の若い人たちは肉体的にはすごく成熟しているのだけれども、精神面や判断力の面、社会性の面ではまだまだ遅れている、対人関係形成能力や社会的な適応能力などについては遅れているということをおっしゃるわけです。その遅れていると言われている人たちよりも更にいろいろな面で、虐待を受けていたり、学校ではいじめを受けていたり、いろいろな障害を抱えていたりする少年がいます。発達障害は必ず非行と結び付くという因果関係は無いのですけれども、障害を抱えているがゆえに、いろいろな点で問題を起こしがちな子供がいる。専門家の最近の調査では、9%くらいいると言われておりますけれども、障害を周りの大人が理解して、きちっと対応していないという状況、周囲の人がその障害に気付いていないという点に、大きな問題があつて、その子がますます生きづら状態になっている。そして、場合によっては、非行問題を起こしてしまうということになるわけです。配布資料の日弁連の意見書にも京都大学十一教授の少年院の実情調査結果を引用しましたが、入院者の50%から80%に広汎性発達障害的特徴が認められたという結論が家庭裁判月報に載っています。そういう中で、やはりハンデを抱えていて成長

が阻害されているというか、一般の人以上に成長が阻害されていて事件を起こしている少年に対して、どう社会性を身に付けさせていくのかという対策を考える法律が少年法だと思うのです。ですから、そこは民法と年齢を一致させる必要はないし、一致させるのは間違いで、逆に大きな被害が起こるかもしれない、すなわち再犯につながり、新たな被害者が生まれるということになるのではないかと、そういう意味で、民法の年齢と少年法の年齢というのは、これは統一させる必要はないと考えます。

○上富官房審議官 本日は、御意見ありがとうございます。先生方は恐らく少年事件の御経験が豊富だと思いますし、一緒に議論されている方々も少年事件の御経験が多いと思いますので、実務的な感覚ということで教えていただきたい点が2点あります。1つは、例えば、共犯事件も多いと思いますけれども、その中には犯時19歳ではあるけれども、先ほど御指摘があったように審判時には20歳になる共犯者もいるでしょうし、あるいは共犯者の中で同級生だけでも誕生日が来ているか来っていないかで成人と少年が分かれるというような事案もあろうかと思えます。先生方が御覧になっていて、その年齢相応の社会適応能力を身に付けていない20歳、あるいは20歳以上の若者というのは実際にいるのかいないのか、相当数いるのかという感覚をまず教えていただきたいという点です。そして、仮にそういう若者が相当数いるとすれば、そういった若者たちに対する刑事政策の在り方として、お考えのことがあれば教えていただきたいと思えます。

○斎藤氏 前半の点については、確かに20歳を過ぎてまだまだ未熟だなど、これは相当将来的には心配だなどという人がいることは事実だと思います。それは多くの付添人をやった、あるいは刑事弁護人をやった人も、そう感ずることが多いと思えます。それに対して、具体的にどのような刑事政策的な措置がとれるかについては、はっきり申し上げて、まだ突っ込んだ議論をしていないのです。日弁連としても、そこはまだこれからの議論でありまして、この場で私どもが、こういう方策はいかがかということは言えないということ、御理解いただきたいと思えます。

○上富官房審議官 ありがとうございます。それを承知で、もう一点だけお伺いしたいのですが、そういった例えば20歳以上の未熟な被疑者に対して、もし少年院に送れたら良かったと感じられるような経験というのは、お持ちになったことはおありでしょうか。

○斎藤氏 個人的な見解でしょうか。

○上富官房審議官 はい。

○斎藤氏 飽くまでも個人的といいましても、私は日弁連の立場でいますから、悩ましいところであります。ただ、いろいろな手当ができた方がいいと思うことはあります。具体的にどういった手当がいいかというのは、全く未検討であります。

○山崎氏 補足してよろしいですか。

先ほども少し触れたのですが、犯罪行為時ではなくて処分時を基準にしている少年法の規定については、その規定の作りが今言われたようなことを若干難しくさせているなということは感じたことがあります。例えば、手続の途中で20歳になってしまうから保護処分が扱えなくなる、これは検察官に送致されて刑事裁判になった場合なども特に問題になりますけれども。そういう意味では、犯罪行為時を基準とした考え方と処分時を基準とした法律の考え方があるなかで、もう少し早く手が付けられて、少年法の手続に乗せられれば良かったのということ、あり得るのではないかなと思っています。

○久家参事官 本日はいろいろな観点から、少年法の年齢の問題に関しまして御意見を頂きまして、ありがとうございました。

私からは、少年あるいは少年を含む若年者の施設内処遇に関して、どのような評価あるいは認識をされているか、もう少し具体的にお聞きできたらと思って、質問の一つさせていただきます。現在、少年の受刑者でありますけれども、少年刑務所に収容してJという処遇指標で処遇を行っております。この中でも特に川越少年刑務所では、学校の授業のような教科学習や生活指導などの教育的な処遇に相当時間を割いておりますし、また、作業についても、その情操に配慮して園芸を主に行っていたりとか、更には職業訓練なども行っているというところがございます。仮に少年法適用年齢を引き下げて、成人として扱うことになる若年成人を、例えば18歳、19歳の者、これを少年刑務所に収容した場合の処遇に関してなのですけれども、先ほど私が申し上げました今の少年刑務所でのJ指標の処遇に、どのような問題、あるいは課題があるか、その点につきまして、お考えがあれば教えていただけたらと思います。

○斎藤氏 私どもは、少年法の適用対象年齢を引き下げないでもらいたいという前提での議論でございましたので、少年法の適用年齢を引き下げて18歳、19歳を少年刑務所に入れるとすれば、こういう点を改善してもらいたいということについて、実は検討していないのです。ですから、そのことについて今日ここでお答えするというのは適当ではないと思っておりますので、差し控えさせていただきたいと思っております。まず、日弁連内でよく議論をしないとイケませんので。

○川出教授 御意見をお聞かせいただき、ありがとうございました。

これもまだ検討されていない点なのかもしれませんが、御意見の中で、自民党の特命委員会の提言のうちの、18歳、19歳を含む若年者で要保護性が認められる者に対しては、保護処分に相当する措置の適用ができるような制度の在り方を検討すべきであるという点について、仮にそのような措置をとれるようにしたとしても、18歳、19歳を少年法の成人として扱うことになれば、この年齢層に対する家庭裁判所の全件送致主義の廃止につながるおそれが極めて大きいから妥当でないという御指摘がありました。その上でお伺いしたいのは、全件送致主義を採用している現行法の下でも、簡易送致で処理されている事件は、家庭裁判所での調査が行われることなく手続が終了しているわけですね。そうすると、例えば、18歳、19歳を含む若年者について、調査の必要があるという場合は、家庭裁判所による調査を行うことができるというような制度を作るとしたら、どうでしょうか。最終的に保護処分に相当する措置に付すかどうかはとりあえずおいて、18歳、19歳の者についても、必要な場合には、現在家庭裁判所で行っているような調査をすることができるシステムを作れば、この年齢層の者について全件送致主義が廃止されてしまうという問題に実質的には対応できるようにも思うのですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

○斎藤氏 どういうイメージをされているのかが、私どもはまだ理解できないのです。どういう主体がどういうことをするのか。ですから、そういうイメージがつかめない段階で、今の時点でお答えするのは難しいですね。

○山崎氏 調査の必要性があればという、その判断をどなたがどういう手続でやられるということなのかということが、まず大前提として問題になると思っております。

○太田教授 御報告どうもありがとうございます。

まず、先ほどの年齢、18歳、19歳という年齢との関わりでお伺いしたいのですけれども、法務総合研究所の調査によれば、18歳、19歳で少年院を出た人の再犯率と言っていいのかどうか分かりませんが、少年院に再入院したり、それから年齢が20歳を超えますから、再び犯罪を犯して刑事処分を受ける者もいるのですけれども、それを合わせると、かなりの割合になっているという事実に対しては、どのように認識されているのかについてお聞かせください。要するに、少年院への再入院を除いても、合わせると確か40%弱ぐらいの割合が再犯をしている。特に少年院出院者全体の再入院率や刑事処分率では比較的少ないのですけれども、18歳、19歳に限定すると非常にこれが高くなっているという結果が出ています。これをどのように評価されているのかということをお聞きしたいのが1点目です。それからもう一つ、最近、収容継続の少年が非常に増えてきている、要するに20歳までの処遇では時間が十分でない。保護処分決定日から1年の収容継続というのではなくて、23歳までの収容継続が非常に増えてきているということについては、どのように評価されているのかということについて、お伺いできますでしょうか。

○齋藤氏 事実関係をもう少しよく調査しないととは思いますが、少なくとも18歳、19歳で少年院に入って、出院して成人になって再犯を犯して刑務所に入るというケースよりも、18歳、19歳で刑務所に入って、すなわち逆送になって、刑務所に入って、出てから再犯を犯すというケースの方が、はるかに再犯率が高いと理解しています。法務総合研究所が「再犯防止に関する総合的研究」という報告書を2009年3月に出していて、その点をはっきり指摘しています。日弁連の意見書の10ページでも、それを引用しましたが、「少年時に1犯目の刑事判決を受けた者（18歳及び19歳が合計で92.7%を占める）及び若年成人（20歳から24歳）で1犯目で刑事判決を受けた者は、再犯を繰り返す割合が高く、3犯以上の再犯者となる比率が他の年齢層に比べて高い」、すなわち、少年院を出て犯罪を犯すよりも、18歳、19歳で逆送決定で刑事裁判を受けて、刑務所に入った人が再犯を犯すケースの方が多いと私どもは理解しています。ですから、やはり刑事裁判で刑務所に入ることはマイナスだと思います。

○白井参事官 時間の関係もございますので、特にこの点を質問したいという点がございましたら挙手をお願いしますが、そうでなければ、ここで前半のヒアリングを終わりたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、齋藤弁護士、山崎弁護士、どうもありがとうございました。

(休憩)

○白井参事官 時間になりましたので、再開をしたいと思います。

次に御意見をお伺いするのは、中央大学名誉教授、常磐大学教授でおられます藤本哲也先生です。藤本先生からも、少年を含む若年者に対する現行刑事法制の現状と課題、そして少年法の適用対象年齢の引下げをテーマといたしまして、御意見を伺った上で、幾つか質問をさせていただく予定です。

藤本先生からの配布資料につきましては、御手元にパワーポイントを印刷したものを、それから資料1から資料7の合計8点の資料を配布しております。

それでは、藤本先生、お願いいたします。

○藤本氏 ただ今御紹介にあずかりました藤本でございます。

本日は若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会にお招きいただきまして、ありがとうございます。持ち時間が20分だということですので、なるべく簡潔にお話をしたいと思います。初めに結論を申しますと、年齢の引下げと若年成人に対する新しい制度を創設すべきであるという本日の意見は、私が18歳から22歳、23歳までの大学生と付き合い合った40年間の経験と、それから刑事政策の論文を書く場合、私は、今までに1,000本くらいの論文を書いておりますが、論文を書くときには、必ず外国の文献を参考にしながら書くという作業を続けてまいりましたことに基づくものです。今回は依頼されてから10日しか時間がございませんでしたので、必ずしも各国の少年法の適用年齢が最新のものではない可能性があります。私の手持ちの資料で話をしておりますので、その点を御理解いただければと思います。

まず、今回の問題がなぜこうして出てきたのかといいますと、それは成人年齢の引下げの提案が2007年、平成19年の「日本国憲法の改正手続に関する法律」、いわゆる国民投票法の附則3条で、投票権を18歳以上と定めるとともに、公職選挙法や民法の規定に検討を加えるということが明記されました。それを受けて、2009年、平成21年の法制審議会の民法成年年齢部会において、選挙権年齢の引下げを前提に、民法の成年年齢を18歳に引き下げることが適当であるという最終報告書が法務大臣に提出されました。この公職選挙法の一部を改正する法律、皆さんのお手元に資料1として配布しておりますが、4番目の「国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、…民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」、こういう規定が設けられております。そして、先ほどもお話が出ましたけれども、自民党の成年年齢に関する特命委員会の方で検討がなされています。その際に、我が国の現行法の中で、年齢を定めた法令が348本ありまして、この348本を全部統一することは事実的に不可能ですし、その必要もないということが議論されたようですが、それはそのとおりでろうと思います。

先ほど日弁連の皆様が問題提起をされました。それは、資料4として皆様に配布しておりますが、日弁連さんは今の法務省の少年法制は少年審判を含めてうまくいっているのだから、これだけうまくいっている現行制度を変えるべきではない、簡単に言えば、そういうことで、皆さん方の今までの努力を評価していると思うのです。

私はこれからかなりめっちゃくちゃなことを言うかもしれませんが、結論は日弁連さんとはかなり違ってくると思うのです。日弁連さんの話の中では議論になりませんでしたけれども、少年法の対象年齢の引下げに反対する刑事法研究者の声明がございまして、それは資料3として配布しておりますが、この中で特に2の、「年齢引下げの必要性を根拠づける事実の不存在」の最初のところに、「「国法上の統一」という観点から、公職選挙法上の選挙年齢や民法上の成年年齢と少年法適用年齢を連動させる必然性はない」のだと、これは日弁連さんもそのようにおっしゃいました。2ページの1段落目の下から3行目のところに、「「国法上の統一」という観点から選挙権年齢の引下げを少年法適用年齢の引下げに直結させることは、歴史的事実と整合しないのだ」という意見が述べられております。確かに348本もある法令を一本化する必要はありませんけれども、私の考えでは、今問題となっている民法であるとか、公職選挙法で選挙年齢が18歳以上となったとするならば、そして、また、民法でもし成年年齢が18歳となるとしますと、やはり少年法も18

歳で切るべきであろうと思います。言い換えれば、全ての法律で統一する必要はなくても、主要な法律は、どこかできちっと年齢を切っておかないと国民が混乱すると思うのです。皆さんは法律の専門家ですが、一般国民はそうではありませんので、やはりどこかで主要法令の場合は成人年齢をきちっと定めておく、その必要な整理は内閣法制局でやればよいと思うのですが、この国法上の統一は要らないという意見は、それは余りにも極端な言い方であると私には思われます。

それから、3のところの「制度運用の現状と起こりうる変化」のところの日弁連さんと同じようなことを書いていますが、特に年長少年に少年法を適用しなくなれば、18歳、19歳について、現在の対象者の3分の1、約1万1,000人の人が刑事処分になってしまうのではないかとこのところではありますが、これはこれから私が提案しますように、18歳で切って、18歳未満は少年で18歳以上は大人だという分け方をすることからおかしいのであって、我々の犯罪学や刑事政策から得られた知見によれば、青年期というのは18歳から25歳までということが一応定説になっていますけれども、制度的に新しく青年層を設ければ問題は解決すると思います。この18歳から25歳までは非常に可塑性があって人格形成過程にある、これは先ほど日弁連さんがおっしゃいましたように、アメリカでも脳科学の研究とかその他青年期の研究でも同じように、そうになっているわけです。そうしますと、我々が再犯防止を考えて、これからの新しい刑事政策を展開する上においては、どこかで年齢を切ってしまって中間層を認めないというのではなくて、中間層を設定して、それに集中的な刑事政策を、新しい刑事政策を展開して、今まで良かったものは取り入れて、問題のあるものは改善するという方策に持っていく方がいいだろうと私は思うのです。

そこで、事実認識の点で、少し話は飛びますが、この刑事法研究者の声明のところの4になりますが、その4のところの11行目あたりを御覧いただきますと、「非行予防のための有効性を事実に基づいて示さないまま適用年齢を引き下げるとは、立法事実という点で疑問があるだけでなく、歴史の積み上げを安易に否定することになる。」、この歴史の積み上げというのは、同じ段落の上から3行目に書いてありますが、1922年に制定された大正少年法では18歳未満が少年であった。しかし、1948年に制定された昭和少年法では20歳に年齢が上げられた。これは「GHQの主導によってではなく、旧少年法下での実務的な経験を土台として日本側の主導によって行われた」のだという見解ですが、我々の知る限り、当時アメリカから来日しましたバーデッド・ルイス博士が、当時アメリカの全米プロベーション協会が策定しました標準少年裁判所法というのがあるのですが、これをもとにして作られたのが1948年の昭和少年法なのです。これは当時アメリカは26歳までを保護するという非常に保護優先の政策をとりまして、皆さん御存じの国親思想、パレンス・パトリエに基づいて、少年の年齢をかなり引き上げて保護していこうという政策を打ち出した頃なのです。今はアメリカではそんなことをやっていませんけれども、これはその頃の考えでして、明らかにバーデッド・ルイス博士がこうした全米プロベーション協会の標準少年裁判所法を提示しているわけです。当時のGHQの支配下において、我が国の憲法すらも影響を受けたのですから、少年法が影響を受けていないという歴史的な事実の書き方は、私はちょっとバランスを欠いているのではないかと、やはりバランスをとった形での問題提起をすべきなのではないかと思えます。しかも、そ

の他の反対意見もそうですが、私が見る限り、実はこの刑事法研究者の声明も日弁連さんの御指摘も、中間層、若年成人という層、あるいは青年層とも言うていいのですが、こうした層を設けることによって解決するのではないかと思います。しかし、その場合はどこが年齢の基準なのかと言われれば、私が先ほど申し上げましたように、私は国際水準で物を考えようと思っておりますので、世界の少年法の適用年齢がどうなっているかを見る必要があるかと思います。これは国立国会図書館が調べたところですから、私自身の調査ではありませんけれども、少なくとも信頼できる筋によりますと、調査可能な186か国のうちに、18歳を成人とする国が162か国、約87%の国が18歳を成人としている。こういう事実がありますので、私は世界水準から言えば、18歳の年齢を成人とするということは問題ないだろうと考えています。

皆様方には、資料5として私の書いた論文を配布しておきましたが、それはかなり前の話でして、特に1980年代の末から1990年にかけて、アメリカは15歳以上の少年が重大な犯罪を犯した場合、あるいは薬物犯罪や密輸入等に関係した場合には、これは成人として処罰する、13歳以上の少年の場合には武器を使用した犯罪であれば成人として処罰する、非常に厳罰化傾向となっています。結論のところ、私はそれに反対だという意見を書いています、余りにも年齢が低すぎるのですね。それというのも、実はアメリカには、アメリカ50州とコロンビア特別区と連邦という52の法体系がありますけれども、その中の18歳未満を少年としているのは37州とコロンビア特別区、17歳未満を少年としているのは10州、それから16歳未満を少年としているのが3州、例えばニューヨークでは16歳は成人ということになります。こうした違いがありますから、あえてアメリカだけではありませんけれども、成人の年齢をどこにするかということは、非常に問題があることかもしれません。例えば飲酒とか喫煙については、元々コモンローの国は、これは21歳未満までをマイナーズと考えていますから、当然飲酒や喫煙は禁止されているという実情がアメリカにもございますし、ドイツでは、刑事責任年齢は14歳であるけれども、少年法が適用されるのは21歳未満である。しかしながら、14歳から18歳までは少年法が適用されるけれども、18歳以上21歳未満の場合には、どちらを適用するかは、あらかじめ決めておいて対応するのだという制度になっています。イギリスでも刑事責任年齢は10歳となっておりドイツとは違いますけれども、やはり18歳以上21歳未満の者に対しての特別な処置を設けています。フランスは、特別に若年成人層に対応しているかどうか分かりませんが、18歳未満が少年であります。イタリアでも同じように18歳未満、カナダも同じように18歳未満、オーストラリアも18歳未満、ニュージーランドは、これは「児童、青少年及び家族法」が1989年に施行されましたが、これはいわゆる世界で初めてのリストラティブ・ジャスティス、修復的司法を実現した段階のものですから、こちらでは17歳未満と規定されています。それからロシアでは18歳未満、韓国では従来は日本と同じ20歳未満でしたけれども、現在は2007年に改正されて、19歳未満を少年としています。

こういうふうに見てみますと、やはり18歳で成年と少年を分けるというのは、決して乱暴な議論ではないと思います。

ただ、単純に分けてしまっただけでは問題が起きますから、何らかの根拠が必要です。私が新しい資料として用意したのは、青年期の研究に関する資料です。これは今年の

7月にロサンゼルスで開かれました第2回世界保護観察会議のときの資料です。私は日本更生保護協会の代表として、日本の代表団の団長として最後の日に、2年後に我が国で開かれます第3回世界保護観察会議のウエルカムスピーチをしてまいりました。この会議の期間中、三つの基調講演があったのですが、その一つ、テンブル大学のスタインバーグ教授が述べております内容を、皆さんには資料6としてお配りしておりますけれども、それによりますと、従来は青年期を18歳から25歳までと考えていたが、私もそのように考えていましたが、今では下限の方を下げた10歳とし、10歳から25歳ぐらいまでを青年期と考えるべきである。青年期と言われるこの世代というのは非常に影響を受けやすい、我々は可塑性に富むといいますが、良い面でも悪い面でも影響を受ける。しかしながら、考え方によって、このときに犯した犯罪に我々が有効な刑事政策を展開すれば、彼らは二度と犯罪を犯さなくなる。それが正に青年期の特徴であるとして、彼は青年期は逆に絶好の更生の機会になるのだとして、今までの調査で約9割が25歳までに犯罪から離脱したと述べております。「デシスタンス」という犯罪からの離脱という研究の中で、こういう結果が明らかになっているとしているわけでございます。古くは我が国でも東京医科歯科大学の吉益脩夫先生、1970年に亡くなりましたが、この吉益脩夫先生が、犯罪生活曲線やあるいは双子の研究、そして累犯研究の中で、年齢を切るときに、25歳以前に犯罪を犯した人を早発犯、25歳以降に犯罪を犯した人を遅発犯とし、早発犯はいろいろな多種傾向の犯罪を頻繁に行うけれども、25歳以降に犯罪を犯した人は同じ種類の犯罪、例えば、窃盗、詐欺、窃盗、詐欺、窃盗、詐欺というように財産的な傾向の犯罪を繰り返す。だから25歳以上というのは、その原因さえ分かれば対応できるのだけれども、25歳未満の青年期の若者たちは非常に問題が多様である。そういうふうな問題提起をしたと思いますので、こうしたスタインバーグ教授等の考え方を基にしますと、18歳に引き下げることに賛成というのが私の意見でして、ただし、その場合18歳以上21歳未満の者を青年、あるいは若年成人層として保護手続と刑事手続を選択可能にするという提案をしたいと思います。その理由として私がそこに挙げていますのは、世界の多くの国、162か国は少年年齢を18歳としている、すなわち国際水準から見ても決して乱暴な議論ではないということ、それから引下げに反対する理由の大半のものは、この青年層、若年成人層を設けることによって解決するということ、それから最近の報道機関の世論調査によれば、少年法の適用年齢の引下げに賛成する意見が多いということが挙げられます。

そこで、これは私の試みの案で、皆様方はこれから大反対されると思うのですが、資料7を御覧になっていただければと思います。本当に緻密に考えたわけではなくて、私がずっと今までに考えていたことを踏まえ、今回のこの勉強会に呼ばれましたことを契機にして考えた図式でございますが、左側が18歳未満を少年とした場合の図でございます。これは現行法と変わりません。ただ、少年院法が新しくなりましたので、新少年院法に従いますと、14歳、15歳で懲役刑を言い渡された者は第4種少年院に収容することができるとなっておりますので、こちらの方に第4種少年院と名前を入れておきました。問題なのは、若年成人層、青年層コースを展開するという右側の図なのですが、今のところ国際標準に従って18歳以上21歳未満の者としていますが、私はこれを26歳未満の者にしてもよいとは思っているのですが、今のところは国際標準でお話をします。そして、ここで問題となりますのは、それでは刑事処分にし、保護処分にするという裁量権を誰が持つか

ということなのですが、多分反対が出てくるとは思いますけれども、現行の少年審判の制度では家庭裁判所の裁判官が保護処分にするか刑事処分にするかを決定します。そのときに注意していただきたいのは、家庭裁判所は元々これはアメリカの組織構造をそのまま採用しておりますので、家庭裁判所には少年鑑別所の技官が付いています。すなわち、彼らは資質鑑別をするわけですね。しかも家庭裁判所には、家庭裁判所の調査官が付いています。英語ではファミリーコート・プロベーション・オフィサーと言いますから、保護観察官ですね。我々は家庭裁判所の調査官と呼んでいますが、この家庭裁判所の調査官が社会調査をします。こうして、裁判官がどういうふうな処遇をするかということを決めるときに、こうした調査によってあらゆる情報を持っている、しかも全証拠送致主義となっていますので、全部の証拠を裁判官はあらかじめ読んでいます。そうした過程で子供たちにどう対応するかを決めていますから、日弁連さんの言うとおりに、我が国の少年矯正はうまくいっている、あるいは少年法の運用はうまくいっている、それはこういう制度があるからだと考えてよいと思うのです。ところが、今度改めて我々が18歳以上21歳未満の者を青年層、若年成人と考えた場合、彼らは成人ですから、もはや家庭裁判所の裁判官は裁量権を持っておりませんので、この場合の責任者は検察官になります。検察官が、現行法制度のままで果たして更生可能性等を加味して適切な判断ができるのかということが疑問になるかもしれませんが、既に我々の刑事政策の分野では7、8年前に知的障害者や高齢者に対して、いわゆる入口支援という形で、起訴猶予をする代わりに更生保護施設へ、あるいは社会福祉法人の方へつなげるというシステムを持っておりまして、検察官としては既にそうしたノウハウを持っているはずなのです。しかしながら、これでは足りませんので、我が国には、国家公務員試験に合格した1,400人以上の優秀な保護観察官がいますから、彼らを使って、判決前調査をすればよいだろうと私は思います。資質鑑別や社会調査と同じような形で、判決前調査を実施して、検察官の判断、つまり、刑事処分とするか保護処分とするかの資料を集めるということにすればよいと思います。もし検察官が起訴した場合には、今度は裁判官が刑務所に入れるか、それとも保護処分にするかを決めればよいわけです。刑事処分にする限りでは、現行法と同じ形での少年刑務所へ収容することになるとは思います。この場合は、18歳以上26歳未満の場合、現在の少年刑務所は16歳から26歳まで収容可能になっておりますので、問題はありません。そして若年成人層の構想を樹立した場合には、少年刑務所ではなくて「青」少年刑務所という名前に改めるべきであろうと思っています。

それから、保護処分の方ですけれども、現行少年法においても少年は少年院へ収容することはできます。同じように保護処分の場合には18歳、19歳、20歳の若年成人を収容する施設が必要になりますが、例えば若年成人用の施設として、仮称ですが、「青少年社会復帰促進センター」というものを考えてみる必要もあるでしょう。そのための施設としては現在少年院の収容率が50%を切っていますし、それから刑務所の収容率が70%を切っています。女子は別ですが。そうしますと、少年院も刑務所も転用可能な状態にありますので、是非このチャンスに若年成人用の施設を作ることを考えてほしいと思います。しかし、それは飽くまでも刑務所と違って少年院と同じもの、同じような内容のものを作らざるを得ないと私は考えています。同時に、少年の場合のもう一つの保護処分としての保護観察であります。少年の場合、1号観察、2号観察、もちろん仮釈放の場合は3号

観察がありますけれども、若年成人の場合には、そうした形での保護観察は適用できませんので、その場合には、例えば6号観察という形で、独立処分としての保護観察、少年と同じような形で保護観察を付ける、いわゆる執行猶予プラス保護観察、仮釈放プラス保護観察ではなくて、独立の保護観察を付けて、若年成人に対応した施設内処遇、社会内処遇を展開していくことが必要になると思います。せっかくこれだけの大改革をするわけですから、そのときに考えていただきたいのは、我が国にない中間処遇としてのハーフウェイハウスです。ないと言ったら皆さんに叱られますが、我が国の刑事政策は施設内処遇の段階では、調査センターがあって、犯罪者を分類し、施設を分けて収容しているわけですね。しかし、出すときには、そのまま出してしまう。しかも困ったことに、満期釈放者に対する対応ができていません。刑期の3分の1を経過した場合には仮釈放ができますけれども、現在は大体刑期の3分の2まで収容し、少なくとも再犯の危険性がない、そして更生意欲がある、社会的な感情も許している、そういう者に対して仮釈放するときに、残刑期間を保護観察としているわけですね。犯罪を犯すおそれがないから刑務所から早く出したのに、おまけにプラスアルファで保護観察を付ける。一方、満期釈放者は出せないから満期まで刑務所に置いておいたのに、そのまま釈放してしまっている。自分で何とかしろというのは、これはむちゃくちゃな刑事政策だと思うのですよ。逆でしょう。満期釈放者にこそ、我々は何らかの対応をしなくてはいけない。ところが皆さんは、いや、我々もそうですが、満期釈放者は裁判所の言い渡した刑期が終わったのだから、どうしようもないと、こうおっしゃるのですが、それならば改めて保安処分なんて考えなくても、すべての満期釈放者を満期釈放ではなくて、半年前に必ず釈放するという制度を考えてみてはどうでしょうか。これは地方更生保護委員会の裁量でやれることですから、そうした制度を作って、半年前に釈放すれば、そしてその半年間に強靱な保護観察を展開し、ハローワーク等との連携を取りながら、NPO法人等にもつなげていくという、ここで本当のシームレスな犯罪者処遇が完成すると思うのですね。我が国はこの真ん中の政策が抜けているのですよ。確かに103の更生保護施設がありますよ、民間団体ですが。そうではなくて、施設内処遇から社会内処遇へとソフトランディングをするときに、国が全国に8か所、このハーフウェイハウスを作って、このハーフウェイハウスにおいて、出すときに、すなわちハーフウェイ・アウトのときに対応するだけではなくて、例えば遵守事項違反があった場合、すぐに少年院へ戻すとか、刑務所へ戻すということをやらないで、このハーフウェイハウスの段階で止めて、ここでもう一度社会復帰のためのトレーニングをして、少年院や刑務所に戻さなくてよいものならば、そのまま社会にもう一度帰すという方法をとればよいと思います。そういう意味では、18歳未満への年齢引下げに対して皆さん方が関心を寄せ、これから18歳を基準として少年と成人あるいは青年を分けるのだとしたならば、青年層構想というものを打ち出して、ここに新しい刑事政策を展開する。そうすれば、我が国に欠けていたハーフウェイハウスがないということや、こうした若年者に対する処遇施策がないという大きな刑事政策上の欠点をカバーできると思うのですが、どうでしょうか。

以上、私の意見でございます。

それから、もう一つ追加しているところでございますが、最後の青年層を18歳から21歳に分けるところの年齢についてですが、本日はそういう提案をしましたが、最後のパーポイントを見てほしいと思います。

まず、18歳から19歳までという年齢についてですが、これは年長少年をどうするかという自民党の案でございます。次に、18歳から21歳までを青年層とするという案ですが、これは、そこに書いていますように、刑事法の反対意見を表明した方々が書かれたものですけれども、イタリア、オーストリア、ドイツでは青年層に対して成人同様の責任非難を行うことが困難であるとして、青年層を少年と同様に扱うというシステムを持っていると説明されています。また、イギリス、アメリカもコモンローの原則によって青年層をマイナーズという説明しています。だから、今のところこのあたりの年齢がよいだろうと思っていますけれども、もしできれば、その下には、23歳あるいは26歳、30歳までを青年とする案がありますけれども、私は、今の国際的な情勢からすれば、非常に反対が多いかと思いますが、18歳から26歳未満を青年層とする構想を考えてみてよいのではないかと思います。

御清聴どうもありがとうございました。

○白井参事官 ありがとうございます。

それでは、質問等に移りたいと思います。質問等があります方は、挙手をお願いいたします。

○片岡保護局長 どうもありがとうございました。

質問なのですが、最後の方で触れられた青年層に対する新しい種類の保護観察ということで、ハーフウェイハウス等に言及されたわけですが、そういう施設内に一旦入るとか、そういうのは別にしまして、今、少年に1号観察というのがあるのですが、新しい種類の保護観察という御提案をされるということは、今の1号観察が不十分で、あるいは至らないというお考えかと思われ、先ほど日弁連の方から非常にお褒めいただいたような気はしているのですけれども、先生からは恐らく厳しい御評価を頂くことになるのかなと思います。今の1号観察のどこが不十分で、あるいは青年層にはちょっと適用できないのではないかと、ここを直すべきだというような御意見がありましたら、そしてまた、6号観察とおっしゃったその新しい青年層に対する保護観察は、施設に入らない今の1号観察と同じような立場の者にも適用があることをお考えなのか、あるいはその場合どういうふうな保護観察をイメージされるのか、その辺をもう少し敷衍して、よろしくお願いいたします。

○藤本氏 質問の内容はよく分かるのですけれども、何分にも10日間で用意したものですし、こうした新しい保護観察制度を考えた場合、青年層に対する保護観察制度というのは今の日本にはないものです。この点については、我が国独自の制度として皆さん方の実務家としての考え方の中から、今までの5号観察までとの違いというものを考えながら、できれば私は保護観察法というような法律を作った方がいいと思っていますのです。また、そのことは別にしましても、今のお話で御指摘のように1号観察、2号観察が駄目だと言っているわけではないのです。飽くまでも少年に適用できる1号観察、2号観察を、若年成人には18歳以上と年齢で区切りますから適用できませんので、18歳から21歳未満の者を若年成人とした場合には、それに対応するような保護観察を考えなくてはいけない。だからそれは、多分新しい名称だったら6号観察になるのだろうという提案だけでして、お話ししたこと以上に中身までも考えて言っているわけではございませんし、必ずしも1号観察、2号観察がうまくいっていないと言っているわけでもありません。問題はあると思いますが、日弁連さんもおっしゃっていますように、我が国の保護観察がうまくいっている

というのですから、その評価はそれでよろしいと思います。

○木村少年矯正課長 今日貴重なお話を伺いまして、ありがとうございました。

先生から判決前調査制度の御提案がございましたけれども、少年鑑別所の鑑別につきまして、もし仮に成人年齢が引き下げられた場合、青年層あるいは若年成人層に対する鑑別を活用可能とする制度を設けることにつきまして、その必要性の有無等について、先生のお考えをお聞かせいただければと思います。

○藤本氏 これも詳しくは検討していないのですが、少なくとも少年鑑別所に関する規定がかつての旧少年法に4か条しか無かったという時代から考えれば、はるかに少年鑑別所法の中身は充実しています。これからの実践がどうなるかというのは、私もまだ実践が始まってから間もないことですので何とも言えませんし、新少年院法の場合の矯正教育の区分なんかも以前とは違って格段の相違があって、しかも少年院を特色化していこうという方策も見られますので、こうした新しい施策がこれから動き出しますと、まだ法律が施行されたばかりですけれども、十分今の少年鑑別所法と新少年院法によって若年成人に対応できると思うのですよ。それだけのノウハウを皆さん方が持っていらっしゃると思いますから、そのあたりを利用すれば、利用という言葉はおかしいかもしれませんが、皆さん方の英知を集めれば、新しい青年層に対する矯正と保護との連携の可能性というのは出てくるだろうと考えています。

○加藤刑事法制管理官 本日はお話をありがとうございました。

先生のお話の中に表れなかった点なのですが、一つこの機会にお伺いしたいと思いましたが、青年層なり若年成人層というものを設けた場合に、それと現在少年法が設けている推知報道禁止との関係です。現在の少年法61条の趣旨等に鑑みた場合に、この青年層ないし若年成人層については、その点どのように考えたらよろしいか、もし御知見があればお教えてください。

○藤本氏 それは、制度設計上の問題と、それから実際に法律を作るときに国会がどう対応するかということに影響してくると思いますけれども、私の基本的な考えが18歳で成人としますと、もはや少年法61条は適用されませんから、それは適用外と解することになるだろうと思います。

しかしながら、青年層、あるいは若年成人層構想というものができて、これに対する効果的な刑事政策を実現していこうという施策がこれからできるとしますと、そのときにこの推知報道禁止にどう配慮するかということは考えてもよいと思うのですね。例えば、先ほどの刑事法学者の反対意見にもありますように、少年法の適用年齢を18歳に引き下げた場合、責任非難という問題があるというのですが、現行の20歳未満を少年とする規定の中でも、我が国の刑法41条は責任能力は14歳と定めているのですから、14歳で刑罰を科してもよいわけですよ。それが何で18歳に引き下げるときに問題になるのだろうかとは私は思います。18歳、19歳を少年から外したらすぐ刑事処分になるのだと推測することは、現行法を18歳で切ってしまうとどうするかとか、20歳で切るとどうするかと考えているからそうなるのでして、政策論からすればおかしな話でして、現状をどうするかという話なら、こんな会議なんか要らないと思うのですよ。そうではなくて、現状を踏まえて、これから我が国の刑事政策はどういう新しいステップを踏み出すべきかということ、この選挙権年齢を18歳にするという決定を受けて、民法と少年法の年齢引下

げが議論になっているのですから、こうした新しい施策を少年法に採用するとき、いかに少年にとってベターな方策を考えていくかということが重要なのですよ。逆送しているのは僅か0.6%という指摘がありますが、それはそれでいいと思うのですよ。ほとんどは刑事処分を持っていかないでやっているのですからね。だから、一応少年の年齢を18歳で区切った場合、18歳未満は従来の少年法体系が十分機能していますから、それはそのまま使えばいいのです。しかも刑事処分になった場合でも、少年刑務所に送るのもそのまま現行の規定を使えばいいのです。ただ、私がここで言っていることは、この際に若年層に対する刑事政策というものを考えてみてはどうだろう。そのときに何ら参考にするものがないと言ったら皆さん方が混乱するでしょうから、少年の場合に少年院に入るのだから、青年の場合には、仮称ですが、「青少年社会復帰促進センター」を作ってみたらどうだと言っているわけです。少年法には独立の保護観察があるのだから、この新しい若年成人にも、新しい保護観察を考えたらどうだろうと、現行少年法と対比して説明しているだけでして、あとは法務省の刑事局、矯正局、保護局が集まって知恵を出し合い、どういう制度設計をするのか、本当に青年層を設けて、そこに対して新しい刑事施策を展開していくのかどうかを考えてほしいと思います。そのときに、私の言うように判決前調査制度を導入すべきなのかどうか、あるいはハーフウェイハウスのセッティングまで必要なのかどうか、それは皆さん方の議論のテーマであって、私の議論テーマではないと思います。

それはそういうことですが、私は少年法61条の件に関しては、18歳が成人である以上は適用されないと考えています。

○太田教授 いろいろ勉強させていただきまして、ありがとうございます。

資料7の青年層の手続、特に検察官が判決前調査結果に基づいて振り分けるという仕組みについてなのですが、例えば犯罪行為としては非常に軽い、つまり行為責任としては非常に軽い、要保護性がそれなりに高いという場合は、成人の場合だったら起訴猶予になる可能性が非常に高いわけです。最近の検察庁による再犯防止との関係では起訴猶予プラスアルファという対応が何かあるかもしれませんが、基本的に起訴猶予にするのですけれども、先生のこの構想で言いますと、そういう犯罪行為としてはかなり軽い、だけど要保護性は重いという青年層の少年は、やはりこの保護処分の方に行くと考えてよろしいでしょうか。

○藤本氏 そうです、正にそこは提案しているところなのです。そのとおりなのです。

○太田教授 それは、起訴猶予ではなくてですよ。

○藤本氏 はい、そうです。

○太田教授 やはり、きちんと処遇などの手当をするということですね。

○藤本氏 そういふことです、はい。それこそが、我が国の再犯防止の一番のこれから重点的な政策になるだろうと考えています。

○太田教授 分かりました。

それと、もう1点は、ちょっと私は先生の御説明に全部ついていけなかったのですけれども、先生の説かれる新しい保護観察は独立処分としての保護観察と、それからこの青年の社会復帰促進センターに入れた場合に必ず仮退院して保護観察を受けるものと、二つあるという理解でよろしいでしょうか。独立の保護観察の方は、対象は18歳から21歳までなのですけれども、上限について、何か期間とかリミットをお考えなのか、また、制度設

計はこれからというお話でしたけれども、さらには不良措置をどうとるかというのは今の1号観察でも非常に苦しいところで、法改正して警告したり、少年院に収容する手を創設したわけですが、この不良措置についてどういうふうにすればいいかというのは、何かお考えがございませうでしょうか。

○藤本氏 そこがもう一つのハーフウェイハウスの提案理由なのですが、我が国はハーフウェイハウスがありませんから、もし不良措置をとった場合は、すぐに少年院に戻してしまうとか、刑務所へ帰ってしまうのですよね。これでは元も子もないんで、せつかく社会内処遇をした意味がありませんので、ハーフウェイハウスがその受け皿になる。ハーフウェイハウスで、ストレートに帰しているところを全部ハーフウェイハウスで預かってしまうのですね。そうして、ハーフウェイハウスがその機能をハーフウェイ・アウトだけでなく、ハーフウェイ・インの機能を持つことを考慮すべきです。我々はどうもハーフウェイ・アウトの機能だけを考えているきらいがあるようですけれども、そうではなくて、ハーフウェイ・インの機能をもう少し考えてみる必要があります。このハーフウェイハウスの中身をどうするかということ自体については、私は単に器だけを今提案していて、太田先生がおっしゃる中身は提案はしていませんので、これから太田先生のような刑事政策の専門家には是非考えてほしいと思うのですが、それは飽くまでもここで提案として述べているだけでして、そのまま少年院に戻すとか、そのまま刑務所に戻すだけでは芸がないだろうと思うからです。青年層に集中して処遇を展開する場合には、何らかの新しい施策を考案すべきであって、そのときには独立の保護観察というものを考えるのが一つの方法ではないかということをご提案しているということになります。

○太田教授 あと、この保護観察の期間はどうなっていますか。対象者としては21歳までの場合はこの適用はあるのですけれども、その後、保護観察にしてもこの社会復帰促進センターという収容施設にしても、年齢的にもう少しやはり先まで手当ができるようなイメージでよろしいでしょうか。

○藤本氏 そうです。私は本来なら26歳までと考えているのですね。

○太田教授 はい、分かりました。ありがとうございます。

○川出教授 本日はありがとうございました。

今、太田先生から質問があった最初の点に関わる質問なのですが、藤本先生が提案されている青年層に対する保護処分のイメージがどのようなものなのかという点です。つまり、従来の保護処分は少年に対するものでしたから、パターンリスティックな介入をすることが正当化できたと思うのですが、成人である青年層に対する保護処分というのも同じように考えてよいのでしょうか。あるいは、そうではなく、もう成人なのでパターンリスティックな介入はできないから、刑罰とは違うけれども、責任に対応した処分しか課すことはできないということになるのでしょうか。先ほど挙げられていた例でいえば、犯罪として軽微なものであれば、保護処分の中でも施設に収容する処分を課すことはできないということになるのか、その点はどのようにお考えでしょうか。

○藤本氏 そのあたりなのですが、このような問題提起をしましたのは、実は今、全部の規定を精査していないのですが、新しい少年鑑別所法と新少年院法の規定を読みますと、かなり若年成人に対応できるようなノウハウが全部網羅されていると思いますので、これはむしろ私よりも実際の少年院運営に携わっている人が今現在新しい施策を展開していますか

ら、そのあたりのノウハウを採用すれば、私は独立の保護観察を付けても大丈夫だと思うのですが、その点どうですか。法務省の少年の担当者は、少年院のことをどう思いますか。

○木村少年矯正課長 先生にそう言っていただいて、大変ありがとうございます。

今、6月に施行されました少年院法と少年鑑別所法、先生におっしゃっていただいたとおり、一人一人の対象者に応じて、その特性に応じて、きめ細かくやっ^ていこうということで、今いろいろな施策を展開しているところでございます。

○藤本氏 少年院長会同の中身も読ませていただきましたが、従来とは違った新しい業務を既に法務省でやっているようですので、そのあたりのことをもう少し敷衍^{ふえん}すれば、十分に若年成人に対応できると思うのですよ。そのあたりを、皆さん方法務省の英知をめぐらせて新しい刑事政策の風を日本で起こせば、これが我が国の今後の100年間に大きな影響を与えると思うんで、せっかくよいチャンスを頂いたので、年齢はともかくとして、18歳で切るということがここで問題になっていますから、国民的な議論をして、新しい刑事政策を樹立する必要性というのが今あるのではないか、これは林刑事局長が言う刑事政策の新しい風ということになるかもしれませんので、是非検討していただければと思います。

○白井参事官 そろそろ時間が参っておりますが、ほかに御質問等ある方は、最後の質問ということで挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、これで終わりたいと思います。

藤本先生、本日は本当にありがとうございました。

○藤本氏 ありがとうございます。

○白井参事官 最後に、事務的な連絡事項を私の方から申し上げます。

次回ですが、11月27日の午後に行う予定です。時間については、今調整中ですが、11月27日の午後に行うということは、確定しているところでございます。なお、その際に御意見を伺う方につきましても、現在調整中です。これらにつきましては、追って御相談をさせていただきたいと思っております。

それから、一つここでお知らせしておくことがございます。この勉強会で取り扱っております若年者に対する処分や処遇の在り方につきましては、広く国民の御意見を伺うために、メール等によりまして御意見を募集し、その結果をこの勉強会に報告する予定としております。この意見募集につきましては、準備が整い次第開始する予定であります。

本日予定していましたものにつきましては、以上となります。

本日は本当にありがとうございました。これで終了とさせていただきます。